

土佐清水市有償運送運営協議会幹事会の設置について(案)

- 1 土佐清水市有償運送運営協議会設置要綱第6条第1項の規程に基づき、幹事会を設置する。
- 2 土佐清水市有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項及び第3項の規定に基づき、会長が定める幹事会の組織、運営その他必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 幹事会は、次に掲げるものをもって組織する。

- 一 土佐清水市企画財政課長
- 二 土佐清水市まちづくり対策課長
- 三 高知西南交通株式会社運輸部長
- 四 (有)足摺交通ハイヤー
- 五 竜串見残観光ハイヤー(有)
- 六 高知県産業振興推進部地域づくり支援課地域支援企画員
- 七 土佐清水市福祉事務所長
- 八 土佐清水市健康推進課長
- 九 土佐清水市学校教育課長
- 十 その他、会長が必要と認めるもの

(2) 幹事会長は、土佐清水市企画財政課長をもって充てる。

(3) 幹事会は、必要に応じ幹事会長が招集する。